

2010年8月30日、茨城県後期高齢者医療連合長あてに提出

短期保険証の発行中止を求める要請書

貴連合は、保険料滞納を理由に昨年度1,370人に1カ月から6カ月の短期保険証を発行しました。今年8月にも発行しました。高齢者の暮らしは、年金の据え置き、老年者控除の廃止などで税金が重くなり、生活苦から保険料を滞納せざる得ない高齢者が増えていきます。

貴連合の発行基準はきわめて機械的であり、滞納があれば発行するというものです。しかも多くは書留郵送のため、不在で市町村に保険証が戻ってしまうケースや「本人、家族がとりにこない」などの理由で無保険状況も生まれています。

そもそも後期高齢者医療制度における普通徴収者は、「低所得の人」に限定されており、「悪質な人」はいません。普通徴収者に短期保険証を発行することは、結局高齢者を医療機関から遠ざけるもので、人道にも反します。以下の点で改善を求めます。

(1) 短期保険証の交付はやめ、正規の保険証を全員に交付すること。交付する際、郵送が届かない人には、福祉事務所、民生委員とも協力し居宅を訪問し、生活状況、健康状況の相談に応じること。

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合の平成21年度決算は、30億3,800万円の黒字(実質収支)になっています。これを活用して、普通徴収者の保険料を全額免除にすること。そのため、県や市町村との協議を行うこと。

(3) 厚生労働省の高齢者医療制度改革会議は、8月20日「新制度」の中間とりまとめを決定しました。「新制度」は、サラリーマンとして働く高齢者やサラリーマンの家族に扶養される高齢者は組合健保や協会けんぽなどの被用者保険に入ります。それ以外の約8割の高齢者は、都道府県単位の国保に入り、市町村単位の国保とは別勘定にするというものです。名前は国保ですが、高齢者を再び差別するものです。元の「老人保険制度」に戻し、国保への国庫負担を増やすことこそ差別医療をなくす道です。貴連合として、「新制度」の撤回を政府に要求すること。

「消えた100歳」が大きな問題になっています。社会保障の原点にたち、以上3点に関し真剣な検討を要請します。

以上